

告 示

埼玉県告示第千百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

（変更前）株式会社マイカル 他二十六社

（変更後）株式会社マイカル 他二十二社

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日 他

ニ 届出年月日

平成二十二年八月十八日

二 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課